

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	日 高 透
宮崎市監査委員	山 口 俊 樹

包括外部監査結果に対する措置及び対応状況の公表について

包括外部監査結果に対して講じた措置等の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、公表します。

記

1 包括外部監査テーマ

- ・令和元年度水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について（令和 4 年 9 月末現在）
- ・令和 2 年度指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について（令和 4 年 9 月末現在）

2 講じた措置の内容 別紙のとおり

令和２年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和４年９月末現在）

テーマ「指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	Ⅱ-4-(2)-③	P84	都市戦略課	収支報告書について、計上項目等のルールを決めたうえで、会計帳簿から適切に計上されているかを所管課が確認できるようにする必要がある。	措置済	令和４年４月施行の「公の施設における指定管理者制度に関する事務処理ガイドライン」に、収支報告書の標準例を掲載した。
指摘	Ⅱ-4-(2)-④	P85	都市戦略課	指定管理者制度導入施設における、備品の費用負担や所有権の帰属、指定管理者が所有権を有する備品の指定期間終了時の取扱について再考し、統一的な規定が必要である。	措置済	令和４年４月施行の「公の施設における指定管理者制度に関する事務処理ガイドライン」に、備品の帰属や、指定管理者交代時の取扱について掲載した。
指摘	Ⅱ-4-(2)-⑤	P85	都市戦略課	指定管理者制度導入施設における備品の管理について、指定管理者が実施すべき事項と宮崎市が実施すべき事項を明確化するとともに、効率的・効果的な管理体制の構築が求められる。	措置済	令和４年４月施行の「公の施設における指定管理者制度に関する事務処理ガイドライン」に、市が貸与する備品の管理について掲載した。
指摘	Ⅱ-5-②	P87	都市戦略課	施設の種別に応じた必要な体制について、後のトラブルを避けるためにも協定等に明記しておくべきである。	措置済	必要な体制については、協定書及び募集要項に付属する仕様書に記載すべき内容であるため、令和４年４月施行の「公の施設における指定管理者制度に関する事務処理ガイドライン」にて、仕様書の一般的な記載内容として例示した。
指摘	Ⅱ-5-③	P88	都市戦略課	宮崎市においては、緊急時の対応に関する事項は、協定等に記載されているが、指定管理者選定時には示していない。選定時にも示しておくべきである。	措置済	緊急時の対応に関する事項については、募集要項の標準例に記載し、令和４年度の指定管理者選定から各施設の募集要項に掲載した。
指摘	Ⅱ-5-④	P88	都市戦略課	大規模災害等発生時の役割分担及び費用負担について、選定時及び基本協定に明記すべき。	措置済	大規模災害等発生時の役割分担及び費用負担については、協定書及び募集要項に付属する仕様書に記載すべき内容である。そのため、令和４年４月施行の「公の施設における指定管理者制度に関する事務処理ガイドライン」に、役割分担及び費用負担について仕様書等に定める必要性に関する説明を掲載した。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	I-2-(4)-②	P99	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・収支予算は事業ごとに把握しているが、実績は事業ごとに把握しておらず、総額の収支しか把握していない。また、収支予算と実績の比較分析もしていない。 ・貸館事業、文化芸術企画事業、自主事業別に、さらに文化芸術企画事業と自主事業は、実施した事業毎に収支予算実績比較や差異分析を実施するべき。	措置済	令和3年度実績から文化芸術企画事業と自主事業に関する収支決算を徴取し、分析に取り組んでいる。
指摘	I-2-(4)-⑦	P103	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・備品が2千点以上あり、台帳上の備品と現物の照合が困難な状況。 ・それぞれが実施すべき事項を明確化し、どうすれば効率的・効果的に財産管理が実施できるか再考するとともに、備品管理マニュアル等で明文化し共有することが望まれる。 ・バーコード管理や保管場所別一覧の出力対応などシステム改善等も検討余地あり。 ・指定管理者とカフェの運営団体との関係には何ら契約関係が無く、カフェ内備品に関する指定管理者の管理責任の有無が不明瞭であり所在を明確化すべき。	検討・改善中	カフェ内備品については所在を確定し、指定管理者の管理責任物品からは除外している。不明物品については令和5年度中を目途に照合作業を進めている。
指摘	I-2-(4)-⑧	P104	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・備品の買替えは市が負担することが定められているが、指定管理者が購入していることが多い。（協定書に沿った運用となっておらず問題） ・備品の費用負担や所有権の帰属、指定管理者が所有権を有する備品の指定期間終了後の取扱について、効率性及び経済性の観点から再考し、協定書等を改めることが望まれる。	検討・改善中	備品の買い替えに必要な予算については予算要求を行い対応している。指定管理者が所有権を有する備品の取り扱いについては、指定期間終了後には市に所有権を帰属させることも視野に入れて引き続き指定管理者と協議を行っている。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	I-2-(4)-⑩	P105	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・楽器庫の一部が特定の利用者の所有する楽器類の保管庫として利用されている。利用者の平等な利用の観点から不適切。	措置済	令和3年度中に保管している楽器の撤去を指導し、撤去できなかった分の使用場所については令和4年4月から行政財産目的外使用料を徴収している。
指摘	Ⅲ-2-(4)-②	P126	親子保健課	【施設】宮崎市総合発達支援センター 備品の管理について、管理マニュアルなどを整備し、指定管理者と市が実施すべき事項をそれぞれ明確化するとともに、バーコード管理や保管場所別一覧の出力対応など、より効率的・効果的な管理体制の構築が求められる。	措置済	指定管理者と連携し、令和4年6月までに備品台帳や保管場所別一覧を整備するとともに、同年9月に管理マニュアルを策定し、適正な管理に努めている。
指摘	Ⅶ-2-(4)-(イ)	P190	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 実地調査の結果について、指定管理者に改善指導を行っておらず、実地調査を行った意味がない。	措置済	令和4年3月23日の担当者会議において、実地調査結果について口頭で改善指導を行った。正式な通知はホームページ公開後に行う予定。
指摘	Ⅶ-2-(4)-(ウ)	P191	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 モニタリングを実施しても、モニタリングチェックシートの結果について評価結果の通知、指導が行われていない。	検討・改善中	モニタリングチェックシートの結果について、通知・指導を令和4年11月までに実施する。
指摘	Ⅷ-2-(4)-④	P200	保育幼稚園課	【施設】東高岡保育所 モニタリングチェックリストの「売上高」、「経常利益」、「売上高経常利益率」の欄が空欄となっていた。金額及び比率を記載し、結果を検討すべき。	措置済	令和2年度以降のチェックシートに金額を記載しており、結果について検討している。
指摘	Ⅸ-2-(4)-⑥	P211	福祉総務課	【施設】宮崎市総合福祉保健センター 備品管理についてのモニタリングが不十分であり、早急に改善する必要がある。	措置済	令和3年度中に、指定管理者と連携し、備品の管理状況等の確認を行った。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	X-(4)-④-(ア)	P224	スポーツランド推進課	【施設】久峰総合公園・佐土原武道館 指定管理者が所管課から備品管理台帳を受け取っていない。 所管課は早急に指定管理者に備品管理台帳を提供し、その上で備品の実査を行うべきである。	措置済	令和2年度中に指定管理者に対し、備品管理台帳を提供し指定管理者に確認を依頼した。 令和3年度に行った実地調査等の機会を利用し、備品の確認を行った。 今後も引き続き、備品の確認及び整理を行う。
指摘	X-(4)-④-(イ)	P224	スポーツランド推進課	【施設】久峰総合公園・佐土原武道館 備品シールを確認したところ、佐土原町役場時代のもものが貼付されたものや備品シールが貼付されていない備品があった。 早急に適正な備品シールを貼付する必要がある。	措置済	令和2年度中に指定管理者に対し、備品シールを配付し指定管理者に貼付を依頼した。 令和3年度に行った実地調査等の機会を利用し、備品の確認を行った。 今後も引き続き、備品の確認及び整理を行う。
指摘	XI-(4)-③	P234	スポーツランド推進課	【施設】生目の杜運動公園 指定管理者が提出した事業報告書において、自主事業に係る収支決算書が提出されていなかった。 「指定管理者業務仕様書」において自主事業に係る収支決算書の提出を規定する必要がある。	措置済	早急に指定管理者に提出を依頼し、令和2年度以降は自主事業に係る収支決算書が提出された。 また、新たに作成した仕様書に、自主事業に係る収支決算書を提出する旨の記載を行った。
指摘	XI-(4)-⑥	P235	スポーツランド推進課	【施設】生目の杜運動公園 施設内の倉庫内に施設利用団体が所有する用具等が保管されている。早急に施設利用団体と協議し適切な対応をとるべきである。	措置済	施設利用団体より提出された「公園許可申請書」を精査し、公園占用許可を行った。
指摘	XII-(4)-④-(ア)	P245	スポーツランド推進課	【施設】清武総合運動公園 備品シールを確認したところ、清武町役場時代のもものが貼付されたものや備品シールが貼付されていない備品があった。 早急に適正な備品シールを貼付する必要がある。	措置済	令和2年度中に指定管理者に対し、備品シールを配付し指定管理者に貼付を依頼した。 令和3年度に行った実地調査等の機会を利用し、備品の確認を行った。 今後も引き続き、備品の確認及び整理を行う。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	XII-(4)-④-(イ)	P246	スポーツランド推進課	【施設】清武総合運動公園 実地調査を行った際に作成された「実地調査確認シート」の評価で、「備品管理票の貼付について」は「良い」と評価している。しかし、管理票が貼付されていないため、評価は適切でない。	措置済	令和2年度中に指定管理者に対し、備品シールを配付し指定管理者に貼付を依頼した。 令和3年度に行った実地調査等の機会を利用し、備品の確認を行った。 今後も引き続き、備品の確認を行い、「実地調査確認シート」において適切に評価を行う。
指摘	XII-(4)-⑥	P246	スポーツランド推進課	【施設】清武総合運動公園 施設内の倉庫内に施設利用団体が所有する用具等が保管されている。早急に施設利用団体と協議し適切な対応をとるべきである。	措置済	施設利用団体より提出された「公園許可申請書」を精査し、公園占用許可を行った。
意見	II-1-(2)-①	P79	都市戦略課	宮崎市の公の施設の指定管理者制度導入率が低い。原因として、施設数の多い駐輪場や児童プール等が直営で運営されていることが挙げられるので、さらなる指定管理者制度の導入や民営化等の可能性について、他自治体の導入状況も参考に検討されたい。	対応済	指定管理者制度の導入については、制度開始時に定められた「基本方針」により、すべての施設（制度導入が行えない施設を除く）において検討済である。一方で、施設評価において、廃止や民営化検討の評価となる施設もあり、市全体で公の施設の総量の最適化を行っている。
意見	II-1-(2)-②	P79	都市戦略課	施設の生産性向上を実現し、効率的な行政を実現するためには、競争環境を確保し、指定管理者が定期的に入れ替わる機会が担保されている必要がある。	対応済	競争性確保のために、毎年「事業者向けの合同説明会」を実施し、新規の応募者を増やせるよう周知を図っている。また、指定期間については原則、3～5年とすることで、定期的な指定管理者の入れ替え機会を確保している。
意見	II-2-(2)-①	P80	都市戦略課	宮崎市の非公募での指定管理者選定率は全体の約42%となっており、都道府県（約35%）や指定都市（約29%）と比較すると多い。	対応済	選定方法の見直しや、施設の廃止により、最新の非公募による選定率は約11%となっている。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	Ⅱ-2-(2)-②	P81	都市戦略課	選定委員会の委員構成について、基本方針では外部委員は半数以上と定めている。より専門的かつ多様な意見を反映することで選定手続の公平性、客観性を確保する趣旨からは過半数を外部委員とすることが望ましい。	対応済	選定委員会については、各施設の特性や業務を熟知した職員が委員として入ることで、専門的・技術的な視点による審査や評価を行い、市として責任を持った候補者選定を行っている。そのため、委員会の構成については施設の特性に応じた裁量の余地を残すために「外部委員を半数以上」という制限のみを設けている。「半数以上」を「過半数」とすることについては、引き続き市全体の状況等を勘案し検討していく。
意見	Ⅱ-2-(2)-③	P81	都市戦略課	指定管理者選定における配点について、配点の最も高いものを重要基準とするのみでなく、絶対的に劣ってはいけない事項またはすべての項目に最低点を設けるべき。	対応予定	最低点の設置については、その必要性について引き続き検討していく。
意見	Ⅱ-3-(2)	P82	都市戦略課	利用料金制を採用している施設が少ないため、採用施設の増加に努めるべき。	対応済	指定管理者の意欲を高め、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成できると考えられる施設について、採用を検討する。
意見	Ⅱ-4-(2)-⑦	P86	都市戦略課	事業報告書の提出期限について、協定書では「毎年度終了後60日以内の提出」となっている。大規模な団体では決算承認までに期間を要するため、現状、期限内には事業報告書を「見込」で提出し、期限後に正式なものを提出する形で運用されているため、この状況について承認する旨の記載を協定書に盛り込む必要がある。	対応済	基本協定書には、事業報告書の提出期限（年度終了後60日以内）とは別に、決算書の提出期限（自己の決算確定後速やかに）が定められている。今回の監査において事業報告書の期限内提出が守られていないと指摘された施設については、指摘後は期限内提出が守られており、今後とも基本協定書の規定どおり、事業報告書の期限内提出を徹底させる。
意見	I-2-(2)-②	P95	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・選定委員の人数を奇数とする配慮が良かったのではないかと。また委員の人数が4名というのは他施設と比較して少ない。 ・選定委員の人数について、一定の方針を定めることが望ましい。	対応予定	・次回の業者選定においては、公正性・透明性・客観性を高めるとともに多様な視点から審査を行うためにも、選定委員の人数は5名以上の奇数とする。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	I-2-(2)-③	P96	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・平成30年の募集時の指定管理者からの事業計画書では、非常に多数の事項が記載されており、当初の事業計画書の達成度合いの検証、未実行の場合の理由など指定期間を通して総括し、次の選考時にフィードバックすることが重要。	対応済	・毎月の実績報告受領時に、指定管理者の実績について事業計画書に対する達成度合いについてチェックし、随時進捗状況の確認を行うことで指定管理の総括につなげている。
意見	I-2-(3)-①	P96	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・他自治体の文化施設の利用料金制導入割合は62.3%（R元時）。利用料金制の積極的な導入の検討が望まれる。	対応予定	・利用料金制の導入については新型コロナウイルス感染症の影響や指定管理者の収支状況をみながら今後も研究を行っていきたい。
意見	I-2-(3)-②	P97	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・大規模修繕は5年から10数年の長期的な計画のもと実施されるべき。 ・抑制可能な変動費的性格の支出については金額を合理的に見積もり、指定管理料の積算上予め考慮することが望ましい。	対応予定	次回の指定管理者募集においては、令和2年度に策定した「文化施設等長寿命化計画」を参考に、特定天井改修工事等の長期間にわたり休館が必要な大規模工事を実施する予定がある場合には、あらかじめ工期等を精査し、指定管理料の積算に加味するように対応する。
意見	I-2-(4)-①	P97	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・仕様書で求める「文化芸術企画事業」の位置付けが不明瞭である。 ・「文化芸術企画事業」は仕様書に基づく指定管理者が行うべき事業であるが、参加料等の徴収の可否やその帰属先が募集要項及び仕様書に明示されていない。 ・募集時に明確化しておく必要があると思料する。	対応予定	・次回の指定管理者選定では、参加料等の徴収可否やその帰属先について募集要項に明示していく。
意見	I-2-(4)-③	P101	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・選定時、毎年度の事業計画書に、具体的な数値目標（使用日数・利用率・入場者数等）が明記されていない。 ・事業別収支の明確化に加え、数値目標の設定や利用者情報の細分化などにより、より効率的、効果的に長期的管理を実施できるような仕組みを構築することが望まれる。	対応予定	・数値目標の設定や利用者情報の細分化による実績管理など、より効率的効果的な管理手法を検討する。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	I-2-(4)-④	P102	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・利用率が開館日数に対する利用日数で算定されている。（午前のみ利用でも利用率100%となる。） ・利用率の算定方法の変更あるいは新たな指標としての追加を検討されたい。 ・貸館事業のみの評価では、利用率の算定上分母分子から除くことが適切。	対応済	・令和3年度から、現在の利用率に加えてコマ数による実績報告を求めることとしており、利用可能コマ数による利用量を算定する方法に変更し、より実態に即した利用状況の把握に努めている。
意見	I-2-(4)-⑤	P102	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・申請方法が、直接来館かFAXのみ。インターネットによる申込を検討されたい。 ・料金の決済手段が原則現金であり、キャッシュレス決済への対応を検討されたい。	対応済	令和4年8月からメールでの申請受付を開始しており、住民サービス向上に取り組んでいる。 キャッシュレス決済等、さらなる利用者の利便性を高める方策については、今後も全庁的な課題として関係部局や指定管理者と協議を行っていきたい。
意見	I-2-(4)-⑥	P103	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・市が行った修繕のうち、別個に契約すれば1件100万未満となり指定管理者の負担となる。1件の定義を明確にすることが必要。	対応予定	・市と指定管理者の負担のあり方について、個々の事案ごとに双方で確認しながら進めていく。
意見	I-2-(4)-⑨	P105	文化・市民活動課	【施設】宮崎市民文化ホール ・内部取引（R元の修繕、指定管理者自身との取引）に関して、収支報告書の記載方法を明確化するとともに、通常以上の利益が含まれていないかなど金額の合理性を検証することが必要。	対応済	・指定管理者が行う委託業務の業者選定にあたっては、自社で施工可能な案件であっても入札・見積もり合わせを行うなど、客観的な合理性を確保するよう指導を行った。
意見	II-2-(2)-②	P112	文化・市民活動課	【施設】宮崎市清武文化会館 ・財務健全性だけでなく、収支計画の妥当性や経費縮減方策の的確性の判断には高度な専門性が要求される。選定委員のうち少なくとも1名は会計の専門家を加えることが望ましい。 ・選定委員に地域の利用者という同種類の立場で3名選任されているが、審査項目に適した異なる立場の者を選任するほうがより適切であった。選定委員の構成を再考されたい。	対応予定	・次回の業者選定においては、公正性・透明性・客観性を高めるとともに多様な視点から審査を行うためにも、人選について検討を行う。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	Ⅱ-2-(4)-①	P113	文化・市民活動課	【施設】宮崎市清武文化会館 ・収支予算と実績の差異について詳細に比較分析することや自主事業について各事業別に収支の予算実績差異を比較分析することはなされていない。 ・貸館事業、文化芸術企画事業、自主事業別に、さらに文化芸術企画事業及び自主事業については事業別に細分化した上で、収支予算と実績の差異分析を実施することが望まれる。	対応済	・毎月の実績報告受領時に、指定管理者の実績について事業計画書に対する達成度合いについてチェックし、2か月に1回程度開催する定例会時に進捗状況の確認することで各事業の収支や実績を分析する。
意見	Ⅱ-2-(4)-②	P115	文化・市民活動課	【施設】宮崎市清武文化会館 ・選定時、毎年度の事業計画書に、具体的な数値目標（使用日数・利用率・入場者数等）が明記されていない。 ・数値目標の設定や利用者情報の細分化などにより、より効率的、効果的に長期的管理を実施できるような仕組みを構築することが望まれる。	対応予定	・数値目標の設定や利用者情報の細分化による実績管理など、より効率的効果的な管理手法を検討する。
意見	Ⅱ-2-(4)-③	P116	文化・市民活動課	【施設】宮崎市清武文化会館 ・利用率が開館日数に対する利用日数で算定されている。（午前のみ利用でも利用率100%となる。） ・利用率の算定方法の変更あるいは新たな指標としての追加を検討されたい。 ・貸館事業のみの評価では、利用率の算定上分母分子から除くことが適切。	対応済	・令和3年度から、現在の利用率に加えてコマ数による実績報告を求めることとしており、利用可能コマ数による利用量を算定する方法に変更し、より実態に即した利用状況の把握に努めている。
意見	Ⅱ-2-(4)-④	P116	文化・市民活動課	【施設】宮崎市清武文化会館 ・申請方法が、直接来館かFAXのみ。インターネットによる申込を検討されたい。 ・料金の決済手段が原則現金であり、キャッシュレス決済への対応を検討されたい。	対応予定	令和4年8月からメールでの申請受付を開始しており、住民サービス向上に取り組んでいる。 キャッシュレス決済等、さらなる利用者の利便性を高める方策については、今後も全庁的な課題として関係部局や指定管理者と協議を行っていききたい。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	Ⅱ-2-(4)-⑤	P117	文化・市民活動課	【施設】宮崎市清武文化会館 ・収支報告書の事業費のうち「その他経費」2,700千円、その他支出のうち「業務支援委託費」として2,400千円が計上されている。 ・収支実績としても「業務支援委託費」に「本社管理費」として毎月200千円実績値として認識されている。 ・事業終了後、収支実績を入手した際は、これらの支出額の妥当性、合理性、計画数値との整合性を検証することが重要。	対応済	・令和2年度の事業報告で業務支援委託費についての詳細の説明があり、令和3年6月29日の定例会にて内容を確認した。今後も引き続き確認を行っていく。
意見	Ⅱ-2-(4)-⑥	P117	文化・市民活動課	【施設】宮崎市清武文化会館 ・建物維持管理費として毎月1,380千円計上されている。当該委託業務は一種の内部取引であり、透明性の確保、収支実態の適切な把握の観点から具体的な業務内容・取引金額の妥当性において、市において検証すべき。 ・このような取引は、第三者に対する委託と同様、あらかじめ市の承認を受けることとする必要も必要。 ・内部取引がある場合にその取引実態が把握可能となるように収支報告書上の科目や報告形式を再考されたい。	対応予定	・指定管理者が構成員同士での取引を計上する場合は、客観的な合理性が確保できるよう報告上の科目や報告形式について指定管理者と協議し改善したい。
意見	Ⅱ-2-(4)-⑦	P117	文化・市民活動課	【施設】宮崎市清武文化会館 ・指定管理料の積算に非現金支出である直近の「減価償却費」が含まれている。本来、支出時の収支報告書には取得額全額が反映されるべきものである。 ・しかし、収支報告として損益状況の実態把握に重点を求めれば、減価償却費の計上も一定の合理性は認められる。 ・収支報告書における減価償却費の取扱を明確にすることが必要。	対応予定	・収支報告書に減価償却費が計上される場合の対応については、今後の市の指定管理における方針に関わるため、都市戦略課と協議する。 ・なお、令和2年度からの指定管理者は、減価償却費を計上していない。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	Ⅲ-2-(2)-②	P124	親子保健課	【施設】宮崎市総合発達支援センター 公募の場合は、競争原理によりインセンティブが生じえるが、非公募である本施設は生じづらい。よって、外部人材による運営委員会を設置し意見収集を行うことなどで、公募時と同等のインセンティブが発生することが期待できると考える。	対応予定	これまで、外部人材による評議員からの意見聴取や関係団体との意見交換（コロナ禍により中止中）、利用者アンケートの実施（一部事業のみ）などを行っているが、対応結果の公表が一部に留まっているなど課題があるため、引き続き、インセンティブの向上に向けて、手法の改善に努めていく。
意見	Ⅳ-2-(3)-①	P135	生涯学習課	【施設】宮崎科学技術館 指定管理料の積算が自主事業の収入及び支出を加味して算定されている。自主事業は指定管理者の責任と費用負担において実施されるべきものであるから、指定管理料の積算にあたって当該事業の収支は除外すべきである。	対応済	令和4年度に実施した指定管理者の公募にかかる指定管理料の積算において自主事業の収支を除外した。
意見	Ⅳ-2-(4)-⑥	P137	生涯学習課	【施設】宮崎科学技術館 業務報告書について、年次と同様、月次の報告書についても、チェックリスト等を作成し、実施事項を明確にするとともに文書として保管すべきである。	対応済	業務報告書については、チェックリストとあわせて課内で供覧し、事業内容に疑義がある場合に、その都度指定管理者へ確認を行っており、両方で十分な連携を図っている。
意見	Ⅳ-2-(4)-⑦	P137	生涯学習課	【施設】宮崎科学技術館 決算書の入手時に最低限実施すべきことをチェックリスト等で明確化することが望まれる。	対応済	モニタリングチェックシートを用いて決算内容を確認している。
意見	Ⅳ-2-(4)-⑧	P138	生涯学習課	【施設】宮崎科学技術館 指定管理者は、満足度調査を行っているが、所管課の関与や指導が十分とは言えない「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」に基づき、積極的に関与し、住民サービスの向上を図るべきである。	対応済	指定管理者が実施する満足度調査については、調査実施後に取りまとめた資料の提出を依頼し、結果を確認している。 また、指定管理者と定期的な協議を開催しており、その中で満足度調査の内容等の意見交換を行うようにしている。
意見	V-2-(2)-②	P152	公園緑地課	【施設】上野町駐車場 指定管理者選定委員6名のうち3名が外部委員であったが、採点時に外部委員1名が欠席し、選定上重要な採点においては外部委員が半数以下となった。外部委員の意見を十分に反映させるための対策や委員構成が必要。	対応予定	指定管理者選定委員会における外部委員の意見を反映させるための対策の検討と併せて、令和3年度施設評価で「廃止」の評価となったため、廃止に向けた対応を検討中。
意見	V-2-(3)-①	P153	公園緑地課	【施設】上野町駐車場 利用料金制の導入について定期的に検討することが望ましい。	対応予定	利用料金制導入の是非の検討と併せて、令和3年度施設評価で「廃止」の評価となったため、廃止に向けた対応を検討中。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	V-2-(4)-③	P155	公園緑地課	【施設】上野町駐車場 料金体系の改定の検討が定期的には実施されていない。過去の料金改定に関する資料を少なくとも次回の改定時までには保管し、数年毎には現行料金体系が適切か検討されるべきである。	対応予定	料金体系の検討と併せて、令和3年度施設評価で「廃止」の評価となったため、廃止に向けた対応を検討中。
意見	V-2-(4)-⑥	P156	公園緑地課	【施設】上野町駐車場 月次（報告）においてもチェックリスト等を作成し実施事項を明確化するとともに文書として保管するべきである。	対応済	令和4年4月から作成したチェックリストにより管理、保管している。
意見	VII-2-(3)-①	P187	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 宮崎市は、将来の改修工事等の具体的な計画を立て、その財源確保に努める必要がある。その上で、指定管理料の上限額設定の見直し検討の可否判断も必要。	対応予定	令和4年3月に「宮崎市公営住宅等長寿命化計画」を改訂し、各年度の改修工事の計画を策定した。財源の確保に努めるとともに、指定管理料の上限額設定の見直しについては、次回の指定管理者の更新時期に向けて検討を続ける。
意見	VII-2-(4)-①	P187	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 指定管理者に貸与しているパソコン、プリンターは市がリースしたものであり、備品台帳には記載されていないが、リース品も市が指定管理者に貸借している備品であり、所管課も立ち会った上で実査を行い責任の明確化のため文書に残しておくべき。	対応済	令和4年2月17日に実施した実地調査で確認を行った。
意見	VII-2-(4)-(ア)	P189	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 地区管理会社管理費支出等のいわゆる内部取引については、収支報告書の記載方法を明確化するとともに、通常以上の利益が含まれていないかなど金額の合理性を検証することが必要。	対応予定	令和4年2月17日に実施した実地調査において指導したが、令和3年度の収支報告書において未改善であったため、改めて指導を行う。
意見	VII-2-(4)-(イ)	P189	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 「公営住宅管理特別委員会費支出」及び「指定管理事業調整準備金繰入金」は利益の中から指定管理者が内部で備えるべき性質のものであるため、収支報告書に計上される必要はない。	対応予定	令和4年2月17日に実施した実地調査において指導したが、令和3年度の収支報告書において未改善であったため、改めて指導を行う。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	VII-2-(4)-④	P189	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 維持保全費（修繕費）は実績により精算することとなっているため、領収証等との照合確認も必要である。また、本社費がどのように各施設に配布されているかについても確認が必要。	対応予定	令和４年度のモニタリングにおいて確認予定。
意見	VII-2-(4)-⑤	P190	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 法人の財務状況の把握について、分析の結果指定管理者にどう指導したのか調書がない。財政基盤のチェックは重要であるため、分析結果及び指導内容等について記録を残すべき	対応予定	モニタリングチェックシートの結果に従い、通知・指導を令和４年１１月までに実施する。
意見	VII-2-(4)-⑥	P190	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 実地調査確認シートにおいて、評価２以下の場合には、具体的な内容の説明、問題の所在、改善策、指定管理者からの回答等を記載するような欄を別途設ける等の工夫も一考。	対応済	新たに作成した実地調査確認シートの様式に基づき、評価が一定以下の場合に改善点として記載した。
意見	VII-2-(4)-⑦	P190	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 指定管理者モニタリングチェックシート上の事業収支について、収支計画と収支実績の差異の大小について金額ないし増減率の基準がないが、差異の大小に基準を設けるべき	対応済	新たに作成したモニタリングチェックシートの様式に基づき、収支計画と収支実績の差異の大小については、２０％以上の増減がある場合には理由を記載することとした。
意見	VII-2-(4)-(イ)	P191	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 モニタリングチェックシートについて評点や実績を単に入力するだけでなく、否認事項の内容の説明や問題の所在、改善策等の記載の充実を図る必要がある。	対応済	新たに作成したモニタリングチェックシートの様式に基づき記載の充実を行った。
意見	VII-2-(2)-②	P198	保育幼稚園課	【施設】東高岡保育所 指定管理者の選定委員に会計の専門家を含めるべきである。	対応済	令和元年度の選考委員においては、委員の過半数を外部者としている。 会計の専門家を選考委員に含めることについては、選考委員の選定の際に検討はしているが、選考委員（外部者）の人数の問題があり、実現していない。但し、公認会計士に応募団体の財務状況の分析を依頼し、その分析結果を選定委員会において報告をしていただいている現状である

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	IX-2-(2)-③	P208	福祉総務課	【施設】宮崎市総合福祉保健センター 選考委員会の委員の過半数は外部者であることが望まれる。また、選考委員に会計の専門家を含めるべきである。	対応済	令和2年度の選考委員においては、委員の過半数を外部者としている。 会計の専門家を選考委員に含めることについては、選考委員の選定の際に検討はしているが、選考委員（外部者）の人数の問題があり、実現していない。但し、公認会計士に応募団体の財務状況の分析を依頼し、その分析結果を選定委員会において報告をしていただいている現状である。
意見	X-(2)-②	P220	スポーツランド推進課	【施設】久峰総合公園・佐土原武道館 選定委員の構成について、選定委員に会計の専門家を含めるべきである。	対応済	会計の専門家を選考委員に含めることについては、選考委員の選定の際に検討はしているが、選考委員（外部者）の人数の問題があり、実現していない。但し、公認会計士に応募団体の財務状況の分析を依頼し、その分析結果を選定委員会において報告をしていただいている現状である。
意見	X-(4)-①	P221	スポーツランド推進課	【施設】久峰総合公園・佐土原武道館 指定管理者と所管課が施設の問題等に関する協議を行った場合は、改善措置等について文書で記録を残すべきである。	対応済	指定管理運営業務を行う上で、指定管理者と協議した場合は、その内容を文書にて記録し所管課において情報共有を図ることとしている。
意見	X-(4)-②	P221	スポーツランド推進課	【施設】久峰総合公園・佐土原武道館 所管課は、指定管理者モニタリングチェックシートで行った分析結果及び指導内容等について記録を残すべきである。	対応済	決算書の分析結果及びモニタリング等で指定管理者に指導した内容については、モニタリングレポート等に記載している。
意見	X-(4)-③-(ア)	P221	スポーツランド推進課	【施設】久峰総合公園・佐土原武道館 所管課は、指定管理者が提出される収支決算報告書が会計帳簿から適正に作成されているか確かめていなかった。	対応済	指定管理者に対し収支決算報告書の提出に合わせて会計帳簿の提出を求め、報告書が適正に作成されているか確認している。
意見	X-(4)-③-(イ)	P223	スポーツランド推進課	【施設】久峰総合公園・佐土原武道館 予算額と実績額に差異が発生した場合等で指定管理者と協議したときは、その内容を記録として残すべきである。	対応済	収支決算報告書において予算額と実績額に差異が発生した場合は、指定管理者に対し確認を行うこととしており、協議内容を記録し所管課において情報共有を図ることとしている。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	XI-(2)-②	P232	スポーツランド推進課	【施設】生目の杜運動公園 選定委員の構成について、選定委員に会計の専門家を含めるべきである。	対応済	会計の専門家を選考委員に含めることについては、選考委員の選定の際に検討はしているが、選考委員（外部者）の人数の問題があり、実現していない。但し、公認会計士に応募団体の財務状況の分析を依頼し、その分析結果を選定委員会において報告をしていただいている現状である。
意見	XI-(4)-①	P232	スポーツランド推進課	【施設】生目の杜運動公園 指定管理者と所管課が施設の問題等に関する協議を行った場合は、改善措置等について文書で記録を残すべきである。	対応済	指定管理運営業務を行う上で、指定管理者と協議した場合は、その内容を文書にて記録し所管課において情報共有を図ることとしている。
意見	XI-(4)-②	P233	スポーツランド推進課	【施設】生目の杜運動公園 所管課は、指定管理者が提出される収支決算報告書が会計帳簿から適正に作成されているか確かめていなかった。	対応済	指定管理者に対し収支決算報告書の提出に合わせて会計帳簿の提出を求め、報告書が適正に作成されているか確認している。
意見	XI-(4)-④	P235	スポーツランド推進課	【施設】生目の杜運動公園 所管課は、指定管理者モニタリングチェックシートで行った分析結果及び指導内容等について記録を残すべきである。	対応済	決算書の分析結果及びモニタリング等で指定管理者に指導した内容については、モニタリングレポート等に記載している。
意見	XI-(4)-⑤	P235	スポーツランド推進課	【施設】生目の杜運動公園 所管課は、「指定管理者モニタリングレポート」のチェック項目に「×」としたものについて、施設所管課所見において「×」に関する記載はなかった。	対応済	「指定管理者モニタリングレポート」のチェック項目に「×」としたものについては、「施設所管課所見」の欄に理由を記載する。
意見	XII-(2)-②	P243	スポーツランド推進課	【施設】清武総合運動公園 選定委員の構成について、選定委員に会計の専門家を含めるべきである。	対応済	会計の専門家を選考委員に含めることについては、選考委員の選定の際に検討はしているが、選考委員（外部者）の人数の問題があり、実現していない。但し、公認会計士に応募団体の財務状況の分析を依頼し、その分析結果を選定委員会において報告をしていただいている現状である。
意見	XII-(4)-①	P244	スポーツランド推進課	【施設】清武総合運動公園 指定管理者と所管課が施設の問題等に関する協議を行った場合は、改善措置等について文書で記録を残すべきである。	対応済	指定管理運営業務を行う上で、指定管理者と協議した場合は、その内容を文書にて記録し所管課において情報共有を図ることとしている。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	XII-(4)-②	P244	スポーツランド推進課	【施設】清武総合運動公園 所管課は、指定管理者が提出される収支決算報告書が会計帳簿から適正に作成されているか確かめていなかった。	対応済	指定管理者に対し収支決算報告書の提出に合わせて会計帳簿の提出を求め、報告書が適正に作成されているか確認している。
意見	XII-(4)-③	P245	スポーツランド推進課	【施設】清武総合運動公園 所管課は、指定管理者モニタリングチェックシートで行った分析結果及び指導内容等について記録を残すべきである。	対応済	決算書の分析結果及びモニタリング等で指定管理者に指導した内容については、モニタリングレポート等に記載している。
意見	XII-(4)-⑤	P246	スポーツランド推進課	【施設】清武総合運動公園 施設使用料の支払いについては口座振込、クレジットカード・電子カード等のキャッシュレス決済へ対応することが望まれる。	対応済	施設使用料の支払いについては、公共施設予約案内システムを利用することで口座振替が可能となっている。
意見	XII-(4)-⑦	P247	スポーツランド推進課	【施設】清武総合運動公園 所管課は、「指定管理者モニタリングレポート」のチェック項目に「×」としたものについて、施設所管課所見において「×」に関する記載はなかった。	対応済	「指定管理者モニタリングレポート」のチェック項目に「×」としたものについては、「施設所管課所見」の欄に理由を記載する。

指摘事項		意見	
措置済 (R3.7公表分含む)	31件	対応済 (R3.7公表分含む)	68件
検討・改善中	3件	対応予定	21件
措置困難	0件	対応困難	0件
計	34件	計	89件